平成２６年（フ）第３８９号
北九州市門司区旧門司１丁目11番14号、前住所北九州市門司区旧門司２丁目12番７号
破産者　道谷吉志乃
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１３号
佐賀県伊万里市山代町東分7554番地の２
破産者　松永いずみ
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１１４号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地16
破産者　岩藤　寿子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１５５号
佐賀県武雄市北方町大字志久1366番地２、前住所佐賀県武雄市北方町大字大崎1835番地７市営西杵住宅453号
破産者　溝口千津子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８１号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓5420番地１
破産者　田淵　康成
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
岩手県北上市村崎野15地割532番地29、住民票上の住所岩手県一関市大東町摺沢字観音堂31番地16
破産者　菊池　敏郎
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７０１号
仙台市太白区中田１丁目１番26―602号
破産者　川村　静子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
宮城県栗原市栗駒文字鷲ノ巣26番地１、従前の住所宮城県栗原市築館字富梨木平２番地
破産者　佐々木正義
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
新潟市秋葉区金沢町３丁目７番67号
破産者　石井美奈子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
富山県高岡市戸出町４丁目10番１号　中村幹雄宅、開始決定時の住所富山県高岡市戸出町７丁目３番地74
破産者　中村　久雄
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１２８号
富山県高岡市戸出町４丁目10番１号
破産者　中村　幹雄
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７１号
富山県射水市太閤山10丁目１番地　県営住宅34―302
破産者　山﨑　　誠
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４００号
名古屋市中川区中島新町４丁目801番地　シティ・ライフ中島302号
破産者　Ｄ＆Ｃこと　久保　　元
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５４号
名古屋市熱田区旗屋２丁目10番９号　アベニュー神宮505号
破産者　籾山　直治
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３０９号
名古屋市緑区武路町2415番地
破産者　竹屋　三郎
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８８号
名古屋市緑区鳴海町字中汐田101番地、従前の住所名古屋市南区笠寺町字迫間７番地
破産者　鏡味　敏春
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１９号
愛知県常滑市新開町２丁目169番地
破産者　伊藤　嘉崇
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０９号
名古屋市名東区香南１丁目101番地　県営猪子石住宅Ａ棟209号
破産者　西尾ひとみ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２８号
名古屋市名東区牧の里３丁目501番地　県営高針住宅５棟309号
破産者　寺田　　豊
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部